

○財務省告示第四百四十五号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成二十五年四月十八日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。
平成二十五年五月十日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第一百
回）
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項及び財政
の法律及びその
運営に必要な財源の確保を図る
ための公債の発行の特例に關す
る法律（平成二十四年法律第百
一号）第二条第一項並びに特別
会計に關する法律（平成十九年
法律第二十三号）第四十六条第
一項

三 振替法の適
用等 社債、株式等の振替に關する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定

四 発行方法 振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、価格競争入札において
定められた利率をその利率とし、
価格競争入札において募集
の決定を受けた各申込みの応募

五

方募

・別債行争非者特国札非
 第参市及入価者・別債発競
 II加場び札格第参市行争
 非者特国発競I加場入

イ

ハ

争入札発「と
 市場特別参加者
 るものによる発
 参加者にと
 て、財務大臣が
 し、後に行われ
 び価格競争入札
 価格競争入札の
 一、国債市場特
 を定めるも、特
 場、特別参加者
 であつて、財務
 競争入札と同時
 競争入札発行の
 とするものによ
 て得られる格
 価格を募入額
 により加重平
 均し

争入札発「と
 市場特別参加者
 るものによる発
 参加者にと
 て、財務大臣が
 し、後に行われ
 び価格競争入札
 価格競争入札の
 一、国債市場特
 を定めるも、特
 場、特別参加者
 であつて、財務
 競争入札と同時
 競争入札発行の
 とするものによ
 て得られる格
 価格を募入額
 により加重平
 均し

イ 発

入 価 入 価
札 格 行 札 格
発 競 発 競
行 争 額 行 争

ロ

札 非
発 競
行 争
入

ハ

者 特 国
・ 別 債
第 参 市
II 加 場
I 加 場

ニ

者 特 国
・ 別 債
第 参 市
II 加 場

た 条 特
 利 第 別
 付 一 會
 国 項 計
 債 の に
 に 規 関
 つ 定 す
 る 法
 基 律
 づ 第
 額 き 四
 面 行 十
 金 行 六
 額 し 六

 で た 条 特
 二 利 第 別
 千 付 一 會
 百 国 項 計
 八 債 の に
 十 に 規 関
 八 つ 定 す
 億 い に
 円 て 基 法
 、 づ 律
 額 き 第
 面 発 四
 金 行 十
 額 し 六

 で た 条 特
 五 利 第 別
 億 付 一 會
 三 国 項 計
 千 債 の に
 万 に 規 関
 円 つ 定 す
 十 億 い に
 円 て 基 法
 、 づ 律
 額 き 第
 面 発 四
 金 行 十
 額 し 六

 た 条 特
 利 第 別
 付 一 會
 国 項 計
 債 の に
 に 規 関
 つ 定 す
 る 法
 基 律
 づ 第
 額 き 四
 面 行 十
 金 行 六
 額 し 六

 た 条 特
 利 第 別
 付 一 會
 国 項 計
 債 の に
 に 規 関
 つ 定 す
 る 法
 基 律
 づ 第
 額 き 四
 面 行 十
 金 行 六
 額 し 六

 億 八 千 二 百 十 万 円
 は 〃 額 面 十 億 円
 づ き 発 行 した 債 金 額 七 十 九 億 円
 律 第 四 十 六 条 第 一 項 の 規 定 する 基 法
 度 予 算 十 六 条 第 一 項 の 規 定 する 基 法
 千 百 七 十 万 九 千 二 百 四 十 四 億 七 十 九 千 七 百 八 十 四 年 七 月
 額 面 金 額 一 兆 九 千 九 百 六 十 七 億 六 千 七 百 九 十 九 千 九 百 九 十 五 円
 発 行 した 債 金 額 一 兆 九 千 九 百 六 十 七 億 六 千 七 百 九 十 九 千 九 百 九 十 五 円
 律 第 二 条 第 一 項 の 規 定 する 基 法
 の 公 債 の 發 行 の 特 例 関 する た め
 に 必 要 な 財 源 の 確 保 を 図 る た め
 億 三 千 九 百 十 万 円
 つ い は 〃 額
 定 に 基 づ き 〃 額
 う ち 財 政 法 第 四 十 八 條 第 一 項 の 規 定
 億 円 〃 額
 額 面 金 額 二 兆 四 千 七 百 九 十 五 円

国債市場	札入競争、	非入札競争	入札競争	価格競争	発行日	十 イ	十 一 発	九 振替単位	八 振替単位	二	ハ	ロ	イ	七 払込金額	行争非	行争非	行争非	行争非	行争非	行争非	
債発行	市場	競争	競争	競争	日										入札	入札	入札	入札	入札	入札	入札
		金額	金額	金額											発行	発行	発行	発行	発行	発行	発行
		百円	百円	百円											金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額
		に	に	に											額	額	額	額	額	額	額
		つ	つ	つ											額	額	額	額	額	額	額
		き	き	き											額	額	額	額	額	額	額
		百	百	百											額	額	額	額	額	額	額
		円	円	円											額	額	額	額	額	額	額
		十	十	十											額	額	額	額	額	額	額
		五	五	五											額	額	額	額	額	額	額
		銭	銭	銭											額	額	額	額	額	額	額
		銭	銭	銭											額	額	額	額	額	額	額
		以	以	以											額	額	額	額	額	額	額
															額	額	額	額	額	額	額
															額	額	額	額	額	額	額
															額	額	額	額	額	額	額
															額	額	額	額	額	額	額
															額	額	額	額	額	額	額
															額	額	額	額	額	額	額
															額	額	額	額	額	額	額
															額	額	額	額	額	額	額
															額	額	額	額	額	額	額
															額	額	額	額	額	額	額
															額	額	額	額	額	額	額
															額	額	額	額	額	額	額
															額	額	額	額	額	額	額
															額	額	額	額	額	額	額
															額	額	額	額	額	額	額
															額	額	額	額	額	額	額
															額	額	額	額	額	額	額

で二千四百七十二億円

十
三

の経利入価・別債行争非者特
払過 札格第参市及入価・別
込利 発競II加場び札格第参
み子率行争非者特国発競I加

(一)年

○・三パーセント
は、募入決定の通知を受けた者
は、払込金額に加えて、次の算
式により算出した金額を第二
十号に規定する期日に払い込
むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.3}{100} \times \frac{29}{365}$$

(二)

発行時において、その利子に
係る所得税が源泉徴収されるに
もとのとして振替口座簿中の口
座に記載又は記録されるものに
ついで、前記(一)の算式に
より算出した金額から該乗
額に百分の二十・三・五を乗
じた金額(ただし、三・一を乗
じて発行時に、又は、取得者
を発行時又は、又は、外国人
が非居住者又は、又は、外国
に居住する者であ
る場合、又は、前記(一)の算式に
より算出した金額に該非居
住者又は、又は、外国人
の所得税の税率を乗じた金額
を控除することができる。

十四 初期利子

十五 第二期以後の利子

十六 償還期限

十七 償還金額

十八 元利支

十九 払入札参加

二十 払込期日

平成二十五年九月二十日を支払
 期とし、次の算式により算出し
 た金額を支払う。ただし、支払
 期が銀行休業日に当たるとき
 は、その翌営業日に支払う（以
 下、次号及び第十六号において
 規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年三月二十日及び九月二十日
 を支払期とし、各支払期におい
 て、その日以前六箇月に属する
 利子を支払う。平成三十年三月二十日
 平成一〇年三月二十日
 日本銀行額百円につき百円

財務大臣から通知を受けた者

平成二十五年四月十八日